

**議案別議決権行使状況(国内株式)**  
**<2022年7月～2023年6月総会>**

会社提案		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計	反対比率	反対比率 前年比
会社機関に関する議案	取締役の選解任	13,534	3,790	0	0	17,324	21.9%	6.0%
	監査役の選解任	1,688	318	0	0	2,006	15.9%	1.8%
	会計監査人の選解任	82	0	0	0	82	0.0%	0.0%
役員報酬に関する議案	役員報酬(*1)	623	42	0	0	665	6.3%	0.1%
	退任役員の退職慰労金の支給	1	75	0	0	76	98.7%	9.2%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	1,380	43	0	0	1,423	3.0%	-0.8%
	組織再編関連(*2)	30	0	0	0	30	0.0%	-6.4%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	9	71	0	0	80	88.8%	-3.1%
	その他 資本政策に関する議案 (*3)	60	0	0	0	60	0.0%	0.0%
定款に関する議案		670	1	0	0	671	0.1%	-0.1%
その他の議案		3	1	0	0	4	25.0%	-20.5%
<b>合計</b>		<b>18,080</b>	<b>4,341</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>22,421</b>	<b>19.4%</b>	<b>5.7%</b>

(\*1) 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(\*2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(\*3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合等

株主提案		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計	反対比率	反対比率 前年比
<b>合計</b>		<b>54</b>	<b>351</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>405</b>	<b>86.7%</b>	<b>-4.9%</b>

(※) 議案数については、取締役の選解任議案、監査役の選解任議案及び会計監査人の選解任議案を候補者単位でカウント

**【議決権行使の概況】**

・個別議案の行使判断に当たっては、議決権行使を行うための判断基準として独自に定めたガイドラインに則り、企業との対話の結果等も活用し、自らの責任と判断のもと行使します。なお、弊社の親会社等株式については、外部の第三者(Institutional Shareholder Services社)のガイドラインに基づく行使判断の助言に従い行使します。

・2022年7月から2023年6月に弊社受託財産運用において行使を行った株主総会の数は2,248総会、議案数は合計22,826件あり、会社提出議案22,421件に対して賛成18,080件、反対4,341件の議決権行使を行いました。株主提出議案405件に対して賛成54件、反対351件の議決権行使を行いました。

・主な議案の行使状況は以下の通りです。

「取締役の選解任議案」では、独立社外取締役が1/3以上に満たない場合および親会社を有する会社で独立社外取締役が取締役総数の過半数を満たさない場合などに反対しました。

・議案別の行使結果は別シートに全議案の賛否理由とともに開示していますが、その判断に至った考え方について、代表的な事例をご紹介します。

(1) 取締役選任議案に関する株主提案(3382 セブン&アイ・ホールディングス)

井阪社長を含む社内外取締役5名に反対することを求め、「株主推薦の社外取締役候補者4名の選任」を提案する株主提案が上程されました。

弊社は、同社社外取締役、株主提案者の双方と対話を実施しました。同社の経営状況は、弊社のガイドラインに抵触しておらず、経営責任を問うほどではありませんが、コングロマリットの解消は、長年にわたり、弊社では課題と認識している事項でした。その検証という点においては、情報開示が不足していると認識しています。

一方、株主提案は、取締役会で客観的な立場で適切な議論をするために必要なメンバーの入れ替えを要求していましたが、今後の経営体制が明確に示されておらず、株主提案通りに刷新することで、逆に経営に混乱が生じ、企業価値を毀損する可能性もあると判断致しました。

以上を踏まえ、現経営陣(社内取締役)の再任により経営の継続性を担保しつつ、異なる目線の社外取締役を積極的に選任し、取締役会としての監督機能の強化を求めることが妥当と判断しました。会社提案の取締役選任議案では、社内取締役2名に賛成、社外取締役3名に反対しました。

株主提案については、ファンド出身者1名を除いた3名の社外取締役候補者に賛成しました。

(2)社外取締役の選任に関する議案(4063 信越化学工業)

同社は、9名の取締役のうち2名の社外取締役の在任期間が12年以上を超えており、弊社の社外役員の独立性基準に抵触していました。同社との対話で、同社は、在任期間の長い社外取締役を交代する必要性を認識しており、前回と今回の株主総会で在任期間の長い社外取締役の交代を順次進めているなど、ガバナンス体制の見直しについて、具体的に取組んでいることを確認しました。

また、2023年1月には長年経営を牽引していた会長が逝去しており、このような状況下において拙速に経営体制を大きく替えることは適切ではないと考え、基準には抵触するものの賛成しました。

(3)買収防衛策に関する議案(5021 コスモエネルギーホールディングス)

同社は、シティインデックスイレブンス(以下シティ)が20%以上の株式買付行為を行う蓋然性が高まったとして、2023年1月に取締役会決議で買収防衛策を導入しました。本6月総会では、現買収防衛策で定めたルールを無視してシティ側が買い増しを行った際には、株主総会決議を経ず取締役会が対抗措置を発動する事前承認を求める議案を上程しましたが、採決に当たってはシティ等の利害関係者を除いた一般株主のみで賛否を問うMOM(Majority of Minority)決議を採用しました。

同社と対話を実施しましたが、同社は、シティから十分な情報提供がないことをもって「強圧性がある」としていましたが、本件は、強圧性があるとは考えられず、また、安易なMOM決議を行わないように求められている中、MOM決議が必要とも考えられませんでした。

よって、買収防衛策については、必要性や決議方法の相当性から妥当とは言えず、反対しました。

スチュワードシップ委員会の報告

スチュワードシップ委員会より、当該期間のスチュワードシップ活動について利益相反の観点から問題ない旨の意見を得ています。

以上